

第二十二回国会
衆議院

外務委員会議録第二十六号

昭和三十年七月二日(土曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

七月二日

委員田中隆男君及び松本七郎君等
につき、その補欠として和田博雄君
及び今村等君が議長の指名で委員に
選任された。

六月二十九日

韓国の日本復帰促進に関する請願
（山中貞則君紹介）（第二八四二号）
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本海外移住振興株式会社法案（内閣提出第一三六号）

○植原委員長 これより会議を開きます。

日本海外移住振興株式会社法案を議

題といたします。質疑を許します。ま

ず和田博雄君より資料の要求があるそ

うです。和田君に発言を許します。

和田博雄君。

○和田委員 私はこの法案についてい

る多くの点を聞きたいのですが、

きようは大臣がお見えにならぬので

ありますから、ただ資料だけを要求し

ておきたいと思っております。

この法案の根本をなすものは、何と

言っても事業計画であり、収支予算で

おらないのであります。会社を作つて
仕事をやらせる以上は、一体どうい
う事業計画を持っておるか、収支予算
を持っておるか、資金計画を持つて
おるか、それらの大体のものをみる
らなければならぬと私は思うので
あります。こういうものは本来ならば
この法案の主管省である外務省が当然
われわれの審議の前に出して、そして
委員の審議を受けるのが当然であらう
と思つております。法案を読んでみ
ますと、そこそこは実に巧みにで
きておつて、この会社はまだできてい
ないのでありますが、第十二条におい
て、毎營業年度の開始前に会社はす
でに外務大臣に対して事業計画書であ
るとかあるいは収支予算であるとか資金
計画を出さなければならぬように
なつておる。それを付則の十一号によ
つて「最初の營業年度の開始後遅滞な
く」と読み替へる」といったように、
なかなか手練手管は含んでおるのであ
ります。が、法案自体を国会で審議する
以上は、これは根本的な問題だと思
つて、従つて私の今言いました事業
計画書、収支予算、資金計画というも
のをお出しを願ひたいと思つておる
のです。この次に私の質問するまでに、一つそ
ういふものを文書に刷つて委員全部の
方々にお配りを願つておきたい、かよ
うに考えますが、それはできますか。
○矢口政府委員 ごもっともでございます
ますので、極力努力いたします。
○和田委員 この次までは一つお願
ひいたします。それで私の質問は終り

ます。

○植原委員長 福田君にお諮りいたし
ますが、大蔵省の方がまだお見えにな
りませんが、質疑をお始めになります
か。――福田篤泰君。

○福田（篤）委員 まず委員長にお願い
したいことは、きようも大蔵省の方
が遅刻いたしました、そのために本委
員会の審議がおくれるというようなき
わめて遺憾なことがありました。委員
長から大蔵省に對しまして、今後出席
について厳重に警告を發せられること
をお願いいたします。

○植原委員長 委員長はお申し出の件
をよく承知いたしました。

○福田（篤）委員 この法案について今
和田委員からも御指摘があつたよう
に、私も根本的な問題についている
るな疑点がありますので、外務当局並
びに大蔵当局に對しまして具体的な御
答弁を聞きたいと思ひますが、その前
に外務政務次官にお伺ひいたします。

この前の本委員会の御答弁におい
て、きわめて興味ある御答弁をされた。
それは近い将来において、外交関係の
調整と相俟つて、渡航費の非常に安い
近いところに大量に移民を送りたいと
いうことをちょっと漏らしておられま
すが、それは聞きよによつては、た
とえば中共との国交調整による満州移
民であるとか、あるいはその他の南方
地域の非共産圏の移民であるとかが考
えられるのですが、こういう点を具体
的に御答弁いただきたい。

○園田政府委員 先般答弁申し上げま
したのは、ただいま考えておりますと
ころは、カンボジア、ビルマ、インド
ネシア及び将来におきましては北ボ
ルネオ等を考えておるわけでござい
ます。

○福田（篤）委員 そうしますと、中共
その他の共産圏側の国交調整による
移民はお考えになつていないわけ
ですか。

○園田政府委員 将来はどうかはわ
かりませんが、ただいまのところ考
えておりません。

○福田（篤）委員 今お考えになつてい
るいろいろあげられました諸地域にお
いて、大体ラウンド・ナンバでけつこ
うですが、総数どのくらいになり、ま
た年度計画はどうなつておりますか。

○園田政府委員 まだ概略の数字を申
し上げる段階ではありませんので、御
猶予を願ひます。

○福田（篤）委員 全然まだその数字は
出ておらないのですか、めどもけつ
こうですか。

○園田政府委員 そういふ見通しのも
とに計画交渉中でございます。概略
の人員等はまだ御報告申し上げる段
階ではございません。

○福田（篤）委員 そうしますと、今申
し上げましたカンボジア、ボルネオそ
の他につきまして外交交渉に入つてい
るとわれわれ考へてよろしうござい
ますか。

○園田政府委員 ボルネオは別でござ
います。他は非公式な話し合ひは進
めております。

○福田(篤)委員 今度の法案を見れば、私どもが最初に受けた印象は、相当額を民間に仰ぐ株式会社といふ法人格を持つておられますが、株式会社である以上は、この会社の業務として当然そのばんとねばならない、いわば採算的でないならぬと思ふのであります。またその根本的な問題についてお伺いいたします。

○岡田政府委員 ただいまおっしゃった通りでございますが、この会社法案を提案するに際しまして、いろいろ利害のあります農林省、労働省、外務省特に大蔵省など四省の間の意見に若干の相違がございました。しかしながら今日この会社を作りまして、すみやかに渡航後のいろいろな問題なり保証なり契約をすることは緊急のことでございますから、早く会社を作つて仕事を進めたいという外務省の気持ちがございまして、いろいろ各省の意見を調整してやりました関係上、この会社の一番大事である採算については、外務省としても相当心配をしております。

○福田(篤)委員 今率直な御答弁がありました。御答弁の通り、私はこれは採算ベースではどうも行い得ないという意見を持つておられますが、そういう業務の内容を持ちましたものを株式会社にするところに、すでに相当問題が将来起るのじゃないか、この点について心配をされているといつておられますが、具体的にどういふことをあなたに心配されたか。

○岡田政府委員 外務省として一番心配を、これにどのような対策を講ずるか懸念しておりますのは、この会社の業務の中に渡航費の貸付を含んでおるところを一番心配をしております。

○福田(篤)委員 案文を見ますと、海協会連合会に渡航費貸付の事務を委託することができるとなつておりますが、この理由はどうでしょう。

○矢口政府委員 海外協会連合会は現在募集選考等の移民業務をやつておられますが、それに新規移住会社が事務を委託することができ、事務をやらしむる、こういう意味でございます。

○福田(篤)委員 募集選考をしておるから委託されるのだという御答弁であります。それくらいならむしろ直接やらせればよいと思ひますが、どうしてやらせないのですか。

○岡田政府委員 率直に御報告申し上げます。当初外務省としては、今までの関係並びに海外協会連合会の趣旨からいたしまして、渡航費だけはこの会社から切り離して海外協会連合会の事務とし、この会社はこれにタッチしないような方法でやるならば、採算なりその他の業務がうまくいくのではないかと、このうちで立案したのでございまして、国家資金を貸付をしてこれを回収される側にある大蔵省としては、金銭回収の面からいろいろ御意見が出まして、渡航費を切り離して海外協会にやるといふことは反対がございまして、その意見は最後までまもらずして、その調整を待つておると法案の提出が、おかれて目的を達するおそれがある。そこで、ここで両者の意見を調停をして、渡航費だけは海外協会連合会に委託することができるといふように大蔵省の方で妥協され、こちらも妥協して、卒直に申し上げると両者ともこれは不満がございまして、内幕を報告してはなはだ申しわけありませんが、そのような事情でございまして。

○福田(篤)委員 この点は先ほど委員も指摘されたのでありますが、私も心配をすることは、移民といふことは御承知の通り貿易と相並んで今後日本の国運打開の基本問題であります。この重大な問題について関係官庁が急ぐことはけつこうでありますけれども、もつと業務の実態に照らして将来矛盾が起らないようにやるべきだと思ふのですが、たとえば今の問題にしましても、当然私は海外協連としての立場でなくて直接やる方が将来やりやすいのではないかと思ふのであります。その場合法を作ればよい。準備する法律があれば大蔵省も安心すると思ふのであります。これに対する準備なり御用意は何か考へておられますか。

○岡田政府委員 ただいまのところ、いろいろの経緯はございしましたが、外務省と大蔵省と相談の結果お願いした法案でございまして、委員の方々から修正は別でございしますが、われわれとしては今のところ考へておりません。

○福田(篤)委員 万々海外協会がいやがって委託業務を怠った場合、あるいはこれをしない場合も考へられますが、その場合は二十一条の監督命令で強制することができまうか。

○石井説明員 私から御答へ申し上げます。これは会社が営利を行う性格からいたしまして、どうしても採算ベースに乗らないからいやだといふ場合に、業務に対する必要上監督する、命令がでるというところで強制できるかどうかという点につきましては、まだ十分なる法律上の解釈をいたしておりませんが、会社でございまして、これは貸付業務をやらなければならぬといふことでもないといふことになら

ば、あるいはできないという解釈も成り立つかもしれないが、私どももいたしましては、こういうふうにきまりましたならば、何とかして十分にやるように、もしこの会社が貸付業務をやるというところにきまらなければ、会社の業務でございまして、やれといふことは言い得ると思ひます。

○福田(篤)委員 今の御答弁で少し不明でございますが、最後の場合には第二十一条によつて強制できるとわれわれ一応解釈したいと思ひます。しかし第九条の第一項の規定でございまして、この規定を見ると、渡航費の貸付の財源を政府支出をもつて充ねばならないという義務規定になつておられないわけでありまして、そうなりますと、会社自体が非常に不安に思うと思ふのであります。この点についてどういふお考えをお持ちになりますか。

○岡田政府委員 今のところ、われわれとしましては渡航費は義務規定にしたかたのでございまして、以上のような折衝の経過によつてこうなつたのであります。

○福田(篤)委員 私はこれは当然義務規定にまで発展させて、その会社が国策に順応した大きな仕事をやるのであるから、安心感を与えてやるのは当然と思ふのであります。大蔵省はこれに對しまして、どういふ御見解でありますか。

○正示政府委員 お答へを申し上げます。先ほど来渡航費の貸付につきまして御議論がございましたが、私どもは先ほど外務省から御答へがございましたように、せつかくこの法律をお作りになりました。海外移住振興株式会社が一つの特別の法律に基く会社

となるわけでございますが、こういうふうになりますれば、この会社に一切の移民の資金のめんどうを見ていただくといふことが筋かと考へまして、さういふお願ひをいたしたわけでありまして、御承知のように、連合会は現在何らの法律の根拠がないわけでございます。一つ、一つの暫定的な形態として今までやつて参られたのであります。せつかくこうしてつづかなければ、以上は、この会社にやつていただくといふ考え方を今日も持つておるわけでありまして。

次にもう一点いたしまして、第九条の規定を義務規定にする考へはないか、あるいはそうすべきではないかという御意見のように拝承いたしました。ございまして、これは条文にも明らかなように、毎年予算によりまして渡航費の貸付をいたすという従来の建前をくずさないようにして参りたい、こういう考へ方でございます。移民の問題は御承知のようにきわめて重要な問題でございます。今後引き続いて国会におきまして、人口問題の解決あるいはその他の見地から、移民予算といふものは相当重要な項目であることにつきましては、疑いを差しさす余地がないかと思ふのであります。九条の規定がございまして、毎年必要な予算をここにいたさしまして、この会社に貸付を行うということができ、さういふ考へ方を持つておるのでござい

○福田(篤)委員 渡航費による損失を利さやで補てんするといふことは可能であるかどうか、この点についてどういふお見通しでございまして。

いようにいたしたいということ、基本的に考えておる次第でございます。○福田(驚)委員 一番先に申し上げましたように、会社自体が法人であつて、一応採算ベースを考へ、利ざやでそれを誇りという場合も考へられるのですが、そういう場合には財政法の第九条の問題とからんでこれは違反になりますか。

○正示政府委員 この法律の規定をお

もも既往の経験に照らしまして、十分慎重に研究をいたしたいと存じます。ただいま御指摘のように、善良なまじめな移民の方々が定められた条件によって返済をして、かえって返済能力があるにかかわらず、ふまじめな方がまじめな者の犠牲において義務を怠るというふうなことがないように、この点については、回収の際に運用上十分注意をいたして参らなければならぬかと思

○正示政府委員　そういうお考え方につきましては、私どもも移民ということの性格にかんがみまして、基本的に同感でございます。ただこの際大蔵当局の立場をはっきり申し上げておかなければならぬと思うのでございますが、この三銀行からのいわゆる外貨借款につきまして、国際的にこれが保証その他のことをいたしまして、その償還の履行を期さなければならぬことは

回収等につきましても、先ほど申し上げましたような渡航費の実態に即応した適正な条件を定めることによりまして、いたずらに会社が無理な経理をさせないようにして参る、こういうことを基本的に注意をいたして参りたいと考えております。

○福田(篤)委員 もちろんふまじめな、不正直な者が払わない場合もありましょうが、しかし善意にして、やむ

のでございます。国が国費を支出いたしまして生じた債権を、どういう段階においてその債権を放棄するかというふうな問題にもかかってくるかと思うのであります。これはただいま大蔵省におきまして債権管理の基本的な法律について、実は研究を進めておるのてございますが、いまだ適切な結論に達しませんので、本国会に御提案できなかったわけでございますが、今後は

やはり本法に基きます渡航費の貸付等をも含みまして、政府の貸付金その他の債権の管理につきまして国会に事前立法をお願いいたしまして、適切な基準を定めまして、その基準に従って公平に処理をしていくのが妥当ではないか、あまりにも移民の貸付金という面だけからルールなき方法をいたすことは、他への波及等につきましても、財政当局としては十分慎重に研究をいたさなければならぬのであり、これは申し上げるまでもなく、たとえば中小企業でございまして、国内の開拓民でございまして、いろいろございまして、それらの全般との権衡も考えながら、この債権の最終的処理をどうするかというふうな問題は将来別途に考えていきたい。とりあえずは、この第九條二項の政令の条件を先ほど申し上げましたように適正に定めることによりまして、この会社にあまりに無理な経理をさせないように持つていきたい、そして会社との最終的な処理については債権管理法によって根本的に考えて参りたいというのが私どもの立場でございます。

○福田(篤)委員 今の御答弁の中の第九條二項の問題ですが、この第二項の規定ではきわめてばく然として十分でございます。そこで、今の御答弁の中で考えられることは、おそらく第九條第二項の問題について、別個に法律を規定するようなことを考える、あるいは法律によって明確な政令への委任を考えると、何らかの措置をお考えになっておりますか、この点はどうですか。

○正示政府委員 渡航費の利子その他の貸付条件は、この第二項だけを根拠にいたしまして、一応適正に定めてみたい。今日、御承知のように渡航費は四年据置、十二年間に五分五厘の利子をつけて返していただくことになっておるのでありますが、これが果して実情に沿うかどうか、今回の政令を定める場合におきまして、それらの点も十分検討してみたい。それから先ほど福田先生から御指摘のように災害のような場合の条件をさらに例外的に定めるかどうか、これも定めるといふ方向において研究を進めて参りたい、実はこのように参りておられます。そこで渡航費に関する限り、ただいまのところ別途に法律をお願いするということとは実は考えていないのでございます。先ほど申し上げた趣旨は、国の債権の管理につきまして、今日明確な法律上の規定がございせんので、この法律化につきましてあらためて研究を進めました上、国会の方にお願いをいたすことになるかと考えております、このような趣旨で申し上げたわけであります。

○福田(篤)委員 今お話の将来の債権に対する立法措置であります、この場合、当然予算に対する義務規定が伴うと思ひますが、この点はどうか。

○正示政府委員 実はまだこまかくきめておりませんが、たとえば昔から委任の關係で債権債務についていろいろございまして、昔は貸付金処理委員会というものを設けていただきました、これはたしか国会議員の方々にお入りをお願いしたところでありまして、この委員会の下にありまして、この債権は据置貸しにするとか、あるいはもはや回収不能と見込んで、いわば欠損処分をいたすとか、そういうことをやつたのであります。これは法律の規定なしにやつておったわけであります。今回、考えております債権管理法は、そういう場合にはっきりした基準を設けていただきまして、各界の権威の方々にもお集り願つて、こういう債権は一定の条件で据置貸しにして、当分会社がその債権の回収をなし得ないというところになりまして、国としてその返済を強制しないというふうな形にいたしますか、あるいは一定の条件の場合には、国がこれを欠損処分をいたしまして、会社に対する債権を放棄するか、そういうことにつきました研究を進めたいという考え方でございまして。今日、御承知のごとく国税の徴収につきましては、一千億近い滞納がございまして、それらの滞納税金につきまして、ある場合にはいわゆるたな上げ処分、なお進みまして一定の条件を保有いたします、これまたいわば国の徴収権を放棄するような規定もお認め願つておるわけであります。これは国税の徴収に関する特殊の規定でございますが、国の債権一般につきまして、ただいま申し上げましたような線で研究を進めまして、あらかじめ国会の議決を経た法律を作っておきたいという考え方を持っておるわけでございます。

○福田(篤)委員 最後に、外務当局にお伺ひいたします。今大蔵当局の立場からいろいろ専門的な御説明がありましたが、移民という大きな仕事の立場から見ても、外務当局として、今のような債権に関する一般的な規定によって、移民という仕事でこれから大丈夫だといふ確信をお持ちでございませうか。

○園田政府委員 率直に申し上げますと、そのようには考えておりません。先般来から御質問、御指摘を受けております松原機關の失敗、あるいは中南米移民諸団体におけるいろいろの事件等は、政府が今まで責任を持つて条件を保証できなかったこと、一つには移民された方々の渡航費及び渡航されたあとの生活その他の保証、援助が國家でできなかったために、あまの事件が多々起つておると思つております。戦後、年々移民の数が逐次ふえておりますのは、渡航費貸付をやつたからだと考えておるのでございますが、そういう意味におきまして、ただいまの段階におきまして、遺憾ながら大蔵省と外務省の意見の食い違いが——移民といふものを一般事業と考えるか、もしくは小さい島に押し込められた國民に、働く場所を与へる國家としての当然の義務と考えるか、という本質的な食い違いがややあるように考えております。従ひまして渡航費の貸付は、一般会社に対する補助金または損失補償の問題とは別個の問題であつて、他の諸外國と同様、でき得るならば渡航費を貸し付けるのではなくて、國家が補助をして、日本国内で働くことの苦しい人を海外に送り、海外で働く場所を与えるのが國家の責任と義務であるという考え方から、外務省は仕事をいたしておりました。しかしながらこの折衝の過程におきまして、國家財政緊縮の折衝でございまして、なお國民の税金の管理を担当しておる大蔵省の御意見としては当然のことでございますから、外務省といたしましてはもういふ点を勘案いたしまして、渡航費はでき得れば海外協会の連合会の業務として切り離してもらった方が、この会社としての

本来の目的が達せられると考えたのでございまして、いろいろ折衝いたしまして、一応この会社の中に入れて、勘定だけは特別会計とし、その他の点も大蔵省の御意見通りやつたのでございます。

今の損失補償の点については、この政令に定める諸条件等については、われわれはまだまだつきりした意見の一致を見ていない、ただ大蔵省から内々言われておる渡航費貸付に関する損失を利ざやで補償するといふ点は、御指摘の通り財政法第九條に抵触するおそれありと解釈いたしておるばかりでなく、そのようなことをいたしますと、海外に渡航して、まじめに働いて元利を払つておる人々が、私わい人々の損失を補償するような格好になって、國家が援助するどころか、向うに渡航されたまじめに働く人々の手足をとるやうないろいろの状態さえも出てくることを非常に心配しておるのでございます。

○福田(篤)委員 私は率直に申し上げます、今の外務当局側の移民に対する考えについて、全面的に同意するものではありません。大蔵省側の御説明につきましても、もちろんそれ自体としては筋は通つておりますけれども、これはあくまでも中小企業あるいはその他のものと性格が根本的に違ふのであります。國策としての海外進出でございまして、この点については、これは大蔵省との間のいわばやむを得ない妥協の案という形が現れておると思つたのであります。つきましては今後の審議について、われわれはまだ非常に踏み切らない、この移民という性格がよく透徹しないという感じを受けますので、今後あらゆる点から質問すること

を留保いたしましてこれで終ります。
○植原委員長 この機会に申しますが、大蔵省府委員のお出掛けがなかった際に、福田委員より御注意がありました。もう予算案も済んでおる、しかるに大蔵省府委員が出席しないために、この会議は三、四十分だここにから待ちましておる、こういうことではまことに困るから、どうか将来御注意を願いたい、こういうことであります。
委員長より特に大蔵省府委員に対して注意するようにということですから、そのことをよく申し上げておきます。北沢直吉君。

○北澤委員 昨年吉田前総理が渡米の際のみやげの一つとして、アメリカの民間三銀行から千五百万ドルの移民借款の話をできたわけでありました。この借款の受け入れ機関として、先般自由党の予算修正の結果政府が一億円の融資をしてこの会社を作るといふような話がございまして、今回この日本海外移住振興株式会社という法案の提案を見ましたことは、まことにけっこうだと思っておりますが、この会社を作るにつきましては、先ほど来いろいろ指摘があったのでありますけれども、作ります以上は、十分にその所期の目的を達するように慎重に考えていかなければならないというふうに考えておるわけでありまして。
そこで福田委員の質問とも関連して質問したいのであります。この会社は法案にも書いてあります通り株式会社であります。資本も政府の出資のほかに民間から出資を求める、またこれはあとで質問しますが、社債なども民間に引き受けを願う、それから外貨借款もアメリカの民間銀行から借款をす

る、こういうふうな建前になっておるわけでありまして。そこで最初に質問したいのは、この会社の資本であります。政府の出資は一億円でありますが、民間からどのくらいの出資を期待しておりますか、この点最初に承わっておきます。

○矢口政府委員 とりあえず約五千万円を期待しております。

○北澤委員 この会社は社債を募集することができるとなっておりますが、これは政府の財政資金でその社債を引き受けるものであるか、あるいは民間市場で社債を消化するお考えでありますか、その点を伺っておきます。

○矢口政府委員 お答え申し上げます。全部民間から期待しております。大体資本金の五倍を想定いたしております。

○北澤委員 この社債について、財政投融資の方から資金を出すというふうな考えは、大蔵省の方にありますかどうか。

○正政府委員 そういう考え方はございませぬ。

○北澤委員 そういふふうな会社の性格から申しますと、この会社はそういう民間資金を吸収するわけでありまして、どうしても採算に乗らなければ、この会社は立っていかないというふうに私は考えるわけでありまして。そうしますと、先ほど問題になりました渡航費の問題でございしますが、私どもの考えによりますと、この渡航費を貸し付ける場合におきましては、各移民に對しまして個々に貸付が行われる。またその移民は中南米全般にちばっておる。しかも移民は移動が非常に激しい。従来統計によると大体二年な

いし三年にべんずつ場所を変えておる。あるいは死亡する者もある、逃亡する者もあるわけでありまして、これはその関係機関ができるだけ回収に努めましても、回収はなかなか思うように参らない、こういうふうに思うのであります。この移民に貸し付けた渡航費の回収について、外務省はどういうふうな見通しを持っておりますか。

○石井説明員 私からお答え申し上げます。ただいま御指摘がございました通り、中南米の非常に広い地域にばらまかれておるのでございまして、そしてこれにはあらゆる場合に引き受け責任者というものがございまして、その引き受け責任者が貸し付けます会社なり団体なりとその取り立てをする契約をいたしまして、取り立てを行うことになっております。しかしながらただいまお話がございましたように、いろいろなケースがございまして、これはなかなか集めにくいものであるというふうに考えております。これを集めま

すのには、現在のところでは向うに参りました移民が返すという契約が、相手国の法律によつてまだ確認されていまいふような状態がございまして、なお取り立てにくい点があると思ひますが、今後はこれを手形にいたしますなり、あるいは公正証書にいたしますなり適当な方法を講じて取り立てに積極的に努力したいというふうには考えております。たまたまこの会社が金を貸しましたようなところに入つた移民につきましては、あるいはこの会社の支店等が取り立てをする便宜が非常に多いかと思ひますが、いわゆるコロノ移民と申しまして、雇用契約というよりなことでブラジル人、日本人の耕地に

入つた移民につきましては、この取り立てはなかなかむずかしい、その方法をとりましてもなおかつ件数が非常に多くなる関係上、個人々々に貸しておるのでありますから、その件数が非常に多くなる関係で、取り立ての費用も莫大なものになる、しかもただいま御指摘のありましたように、死ぬ者もあり、逃げる者もあり、天災にあり者もございまして、われわれは極力努力はいたすつもりでございしますが、その取り立ては非常に困難である、どのくらい取り立てをすることができるといふことにつきましては、元本については第一回の返済する期間が来年でございまして、まだ全然わかりませんが、ただいままでのその利子につきましても取り立ての状況を見ますと、これは非常に悪いといふことが言えるわけでありまして、もちろんこれにつきましては、まだ入りましてから年数もたつておりませんので、これらの管理状態の安定してないといふことも大きな理由かと思ひますが、それにいたしまして渡航費の取り立てというものは、私どもは極力努力いたしますが、なかなか困難であるというふうに考えております。

○北澤委員 終戦後政府が海外協会連合会を通して、渡航費の貸付をしてきたわけでありまして、今の話によりまして、元金の償還まではでき上つておるが、利子の償還はできておるというところであります。現在までの状態において、利子の償還の実績はどのくらいの程度に支払われておるか、その点伺つておきます。

○石井説明員 ただいままでの実績を申し上げますと、大へん私どもの努力が足りないように見えて恐縮でござい

ますが、回収すべき利子の総額は二百百万円に上つております。そのうち回収されましたものは五十数万円にございまして、大体全体の二・七％くらいに當つておるというのが実績でござい

○北澤委員 従来の実績から見まして、それからまた諸般の関係から申しまして、渡航費の回収というものはなかなかむずかしい。戦争前は日本におきまして、移民に対する渡航費というものは、貸付金ではなくて大抵政府が補助金でやつた場合が多いのであります。移民に行く人は、渡航費は当然政府からもらえるものではないかと考へ方もあるのだと思つたのであります。いろいろな関係があつて、渡航費の回収というものは、ただいま政府の答弁にありましたように、なかなかむずかしい問題である。従つてこういう回収の困難な渡航費の貸付という事業を、この管利会社である、しかもコーンシャル・ベースに乗つた会社にさせるといふことにつきましては、先ほど申しましたようにこの会社が将来一体どうなるかといふことにつきまして、私どもは非常に心配するのであります。従つて理想から申しますと、この渡航費の貸付という事業は、この会社から削除して、従来通り海外協会連合会に政府がこれを委託させるか、あるいは政府がこの会社に委託をしてやる。会社に貸し付けるのではなくして、海外協会連合会がやつておるものを政府が委託して仕事をさせるか、あるいは会社に貸し付けて会社から移民に貸し付けるという場合においては、先ほど申しましたような回収不能の場合が

多いのでありますから、政府がその損失を補てんするか。この三つのうちのいずれかをしなければこの会社は発展できず、また先ほど申しましたように民間の資本も集まらず、また社債を募集しようとしても募集できない、こういう状態になると思うのであります。が、これについて、そういう三つの方法をとれなかった理由について、先ほど福田委員に対する答弁にもありましたが、もう一ぺん政府の考えを伺いたいと思ひます。

○國田政府委員 先ほどから御報告申し上げました通り、政府といたしまして移民に対しては今日までの通りにわずかに三千人か四千人では日本の人口対策にも、あるいは農村の二、三里対策にも何ら影響するところがございませんで、さらに膨大な移民を行うために、今御指摘の通りに民間資本が集まるといふことを考慮いたしまして、実は先ほどから御指摘の渡航費の問題を削除して、海外協会連合会にまかせ、次にはこの会社の利潤に対する第十八条の一、二項の百分の六の比率は、百分の八というふうに民間資本を集めるために外務省としてはいろいろ腐心したのであります。先ほど申し上げた通りに国家財政の今日でありますから、大蔵省の言い分も当然でございまして、渡航費もこの中に入れて、そして特別会計とし、なお渡航費の貸付の財源は、政府の義務規定はございませぬが、海外移民に対しては大蔵省もあるいはその他の各関係省も、非常に重大性を認識しておられるところでもございまして、義務規定はなくても何とかなるといたしまして、これに入れるならば御指摘の通りに貸付の損

失補償の点だけは、何とか今の民間資本が集まるようなこの会社が、堅実な企業ができるような方法にしなければならぬと考えております。

○北澤委員 政府の御答弁によりまして、この法案の第九條の第二項「前項の資金の貸付の利率その他の条件は、政令で定める」これによつてこの渡航費の未回収等に対しては適正な処置がとれる、こういうふうな政府の答弁でございしますが、先ほどの政府の答弁にもありますが、先ほどの政府の答弁が会社に貸し付ける場合の利率と会社が移民に貸し付ける場合の利率との、その差額によつてその損失を補てんするといふふうなことも考えておるようでありまして、この利率によつてそれを補てんするといふ場合には、ほとんどゼロにひついたり利率でなければならぬのでございしますが、そういうことはこれは財政法上の立場からどうしてもできない。従つてどうしてもその渡航費未回収の場合の損失を補てんする、この場合には何か法律の規定によつて、——財政法によりましては債権の放棄とかあるいはその財産の処分といふものにつきましては法律を要するといふことになつておるもので、何かはやはり明確なことに規定がなければ私ではできないと思つてございします。先ほど大蔵省政府委員の御説明によりましてそれは政令に委任をしてやる、こういうことであります。私は財政法の建前から申しますと、やはりこれは法律によらなければできないと書いてありますので、もしそういう損失を補償するといふならば、やはりこの法案の中にそういうふうなことができないといふことを明記しなければならぬ、こ

う思うのであります。その点について大蔵省の政府委員及び法制局の政府委員に一つお答えを願ひたいと思ひます。

○正示政府委員 先ほど私の申し上げましたのは、この財政法第九條との関係もございします。たまたま条文が一致したわけでもございしますが、本法第九條第二項の規定を設けていたかきまして政令で適正な条件を定める、こういう趣旨で申し上げたわけでもございします。そこでたゞいま御指摘のようになつておれば会社の損失を補てんするといふふうな積極的な財政負担を伴う点につきましては、御指摘の通り明確な法律規定がない限りこれは困難と思ひます。そこでこの政令に委任をされる権限の範囲は、どこまでも貸付の利率その他の条件に關するものだというところは御指摘の通りだと思ひます。ただその条件につきまして今後の貸付につきまして一定の場合を想定いたしまして、こういう場合には例外として特に償還期限の延長をはかるか、あるいは利率の制限その他につきましても政令を規定するところが不可能ではないかといふ考へ方をもち、たゞいま法制局とも御協議を申し上げておる、こういうふうな申し上げた次第であります。

○北澤委員 ただいまの御答弁によりまして、この法案の第九條第二項の場合には、そういう会社の損失を補てんするといふ意味でなくして、利率その他の条件についてその規定を政令に委任するといふわけでありまして、そうしますと、先ほどからいろいろ質疑応答があつたのであります。利率やあるいはこの償還期限の問題、そういうふうなものによつて処置しようといふふうな政府の考へであると思ひのであります。それではどうしてこれは会社の損失を補てんできず、従つて先ほど申しましたように、この会社が庶幾するように民間の資本を集め、あるいは民間に社債の消化を期待するといふことは私はできないと思ひのであります。その点について外務省側と大蔵省側の両方の一つ御意見を伺ひたい。

○正示政府委員 本来コマーシャル・ベースに乗るべきであるという考へ方におきまして、ちよつと申し上げておきたいと思ひのであります。移民振興会社は民間の株式会社形態と形態は同じであります。特殊の立法をお願いしておるというところは申し上げるまでもございませぬ。今回のこの移民借款におきまして、また今後の移民の見通し等につきまして、私どもはいろいろ外務当局の御見解を伺つておるものであります。移民といふものが非常に将来企業的なまた採算的な性格を持つておるというところは、先ほどの御議論にも十分はつきり出ておるかと思ひのであります。この点から申しますと、戦前の移民につきましては渡航費の貸付が非常に回収困難であるといふ事例をもつて、今後さうな、性格のだんだん變つて参ります移民について、同じようなことにならうといふ見通しもいかがあるうか、その点についても多少私どもとしては考へを異にいたしておるわけでありまして、移民といふものについて、むしろこの渡航費を普通の一般の貸付金のように短期間に、また高い利率を付して回収するといふふうなことを考へておるわけではございませぬが、その条件の定め

○國田政府委員 外務省は先般来から報告申し上げる通りでありまして、全部の補償を言うのではなく、たとえは渡航後不幸にして移民された方が逝去されたとか、あるいは病気ののためにその返還ができなかったと、そういう場合の損失の補償を願う意味でございますから、損失補償については適確なる方法を入れておくことが当然であると考へます。

○北澤委員 この問題に對しまする政府關係部局の見解は大體わかつたので、きょうはこの問題はこの程度にしまして別の問題に移ります。

渡航費でありまして、政府がこの会社に渡航費を貸し付ける場合の利率と、それから会社が移民個人に貸し付ける場合の利率とは一体どういふふうな考へておられますか。

○國田政府委員 今正式になつてゐるのは、政府から借りるのは五分五厘で利息はありませんが、ただ内々の話で四分五厘にして五分五厘で貸すことにして、その一分で損失を充てたらどうかという内々の話があるだけでございします。

○北澤委員 もう一つ伺ひたいのは、アメリカの三銀行から五年間に千五百万ドルの借款を受けるわけでございますが、その利率、償還期限はどうなつておりますか。

○矢口政府委員 利率につきましては、まだ最後の回答は来ておらないのでございします。といひますのは、アメリカの三銀行側の言ひ分によりますと、この法案ができて上つてその会社の状態が明確にならない限りは、最後の返答をすべきではないというのが先方の意向であります。しかし大體のと

ころ法案にもその利率で計算してございしますが、悪くいつても年四分といふことには間違ひない。少くとも来年の三月まではそういう工合であると御了解願つてつこうだと思ひます。

次に償還期限でございますが、これは三年一単位でございます。千五百万ドルを三銀行がおのの五百万ドルずつ持ちまして、一年間に一銀行が百万ドル、年にいたしまして三百万ドルといふ金の貸付を受けることになつております。それを三年間の期限といふことになつております。こういうわけでございします。

○北澤委員 それでは三年間でアメリカの民間銀行へ返すわけですか。

○矢口政府委員 一応返しまして、切りかえるという形になるのであります。それはただし実績によりまして、この会社の実績が悪ければ更新されないかも知れませんが、実績次第によつては更新できて、大體現在の話し合ひでは、短かくとも三度くらいまでは更新できる、こういう予定でございします。

○北澤委員 この会社が企業に對する資金を貸し付けるのは、大體外地における産業でありますから、主として外貨資金だと思ひますが、この会社が持つ外貨資金は、大體米国の三銀行からの借款だけでありまして、外国からの報道があつたのであります。ブラジルにおきまして戦争中に留邦人の資産が凍結されておつたのであります。この凍結が解けた場合におきましては、その資金の一部をどういふ日本の移民の發展のために使つたらどうかといふふうな意見もだいたい国内にあつたのであります。あのブラジルにおきまして日本人の凍結資産の返還の問題は一体ど

うなつたのか、それをこの会社などに利用する道はないのか、その点について外務省から伺ひたいと思ひます。

○石井説明員 ブラジルにおきまして日本の戦争中の凍結資産は、明確な数字は忘れましたが、ほぼ八億に近いものだと覚えております。これが解除につきまして、いろいろ話し合ひをいたしました際に、日伯兩國の親善のために使つたらどうかといふことで、当初移民關係の費用に充てたらといふ話もあつたように聞いておりますが、その後、移民關係ではなしに、むしろ東銀の資金にしよう、昔の正金を復活するといふ意味で、その資金にしようといふことになつておるうちに私は聞いておりますが、所管が違ひますので、詳しいことは存じません。ただイタリアにおきましては、イタリアの凍結資産の解除の際には、これを伊伯兩國の親善關係に使うといふことで、主としてそれが移民關係の資金になつておるといふことは聞いております。

○北澤委員 この法案によりますと、会社は中南米現地においてみづから事業も営み得るといふふうになつておりますが、そうなりますと、現地の政府との關係がいろいろ出てくると思ひのであります。これまでのように日本の移民が雇用移民として行つた場合は別でございしますが、今回のようにこういう会社が出ていってみづから仕事をするといふふうになりますと、向うの企業とのいろいろな關係、あるいは現地の政府との關係、いろいろな關係が出てくると思ひのであります。そういう点から申しますと、やはりそういうものがある程度規制するための移民協定のようなのを作る必要があると思ひ

のであります。そういう点について政府はどういふふうな考へを持っておられますか、お尋ねいたします。

○矢口政府委員 移民協定につきましては、各國によつて事情が違ひるのでございします。できるだけ多くの移民協定を作りたいために種々努力いたしておりますが、現在移民の大宗をなしておりますところのブラジルにつきましては、やや困難な事情が実は介在してゐるのであります。といひますのは、ブラジルは日本人の勤勉、優秀性を買つておりますから、歓迎の意は表しておりますけれども、中には日本人の移民を歓迎しないところの向きも相当ございまして、とういふのが機會あると反日のろしを打ち上げるのでございまして、移民協定となれば、自然ブラジルの国会の討論にもなり、新聞にも出る、ラジオにもやかましく出るといふことになりまして、潜在しておりましたこの反日分子が、時を得て日本人排斥のろしを上げるのではないかと、いふおそれが多分にございしますものと、から、具体的に申し上げますと、われわれとしては一日も早くこれを結んで御趣旨に沿ひたいのでありますけれども、そういう事情がございしますので、最近新任の大使が向うに行きましたときもよくその諸般の事情を察知して、必要があれば移民協定の話を進めてもらいたいといふ工合にブラジルでは相なつております。自余の國につきましては、たとえばドミニカにつきましては、ポリアにつきましては、現在移民協定を結ぶべく寄り寄り話を進めております。ポリアにつきましては、きわめて近い将来にでき上ること考へております。

○北澤委員 それから別の点をお伺ひしたいのですが、この法案によりますと、課税上の恩典としては登録税だけが一部免除になつてゐるのであります。登録税のほかに、法人税とか、そういうものにつきましてもある程度の免税を行うといふようなことを考へたことがありますがどうか、これをお伺ひいたします。

○石井説明員 この点につきましては、当初の案の中には、いろいろその他の税金につきましても免除するやうなことを考へたのでございしますが、この機關の性格が株式会社であるといふことが決定いたしましたので、できるだけ通常の株式会社の形態に近いものにした。ことにこの会社は、私どもの観点からいたしますれば当初は別といたしまして、十分に採算可能であるといふ観点に立ちまして、大蔵省方面の御意向もございしたので、この一つの税金だけに限定したといふことと

○北澤委員 まだいろいろ伺ひたいところがあるのであります。ほかの質問者の關係もありますので、もう一点伺つて私の質問を打ち切りたいと思ひますが、この日本海外移住振興株式会社というものを作りましたと、その性格からいいますと、日本の海外移住を促進するために、それを受け入れる事業の融資をするとか、いわゆる企業移民に對して金融をするといふふうな会社の性格になつてゐるのであります。結局問題はこの会社をいかに運用するかといふことが、この会社が成功するか成功しないかといふ分れ道になると思ひのであります。従つてこの会社の人事というものは最も大事な問

